## <sub>平成</sub>28<sub>年</sub>1<sub>月から</sub> マイナンバー(社会保障・税番号)制度<sub>が始まります</sub>

## **ジ**マイナンバーとは?

マイナンバー(社会保障・税番号)は、住民票を有するすべての方に一人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

### (い) (い) 期待される効果は?

①行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、入力などに要している時間や 労力が大幅に削減されます。複数の業務間で 連携が進み、手続きが正確でスムーズになり ます。

#### ②国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の皆さんの負担が軽減します。

③公正・公平な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行えるようになります。

### **番号はいつ、どのように通知されるの?**

今年10月以降、住民票を有する国民の皆さん一人一人に、12桁のマイナンバーが通知されます。中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。原則として、市町村から住民票の住所宛てにマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。

# マイナンバーは、どのような場面で使用することになるの?

平成28年1月以降、順次、社会保障、税、 災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要 となります。例えば、

①年金を受給しようとするときに年金事務所 に提示

- ②健康保険を受給しようとするときに健康保 険組合に提示
- ③毎年6月に児童手当の現況届を出すときに 市町村に提示

などといった場面で利用することになります。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の 中でも、法律や自治体の条例で定められた行 政手続きでしか使用することができません。

# 

マイナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人に提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、 正当な理由なく提供したりすると処罰される ことがあります。

### 個人情報が一元管理され、外部に漏れる おそれはないの?

マイナンバーを安全・安心にご利用いただくため、制度面とシステム面の両方から個人 情報を保護するための措置を講じています。

また情報提供ネットワークシステムを使って自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりしたのか、ご自身で確認していただける手段として、平成29年1月からマイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)が稼働する予定です。

詳しくは、内閣官房のウェブサイト(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html)をご覧いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。

#### ®マイナンバーコールセンター

☎0570-20-0178(外国語は☎0570-20-2091) 《土・日・祝日を除く平日の午前9時30分か ら午後5時30分まで》